

フレックスタイム制に関する協定

株式会社 ○○○○と同社従業員代表 ○○一郎とは、フレックスタイム制の実施につき、次の通り協定する。

第1条(対象従業員)

フレックスタイム制は、次に掲げる従業員に適用する。

- 1) ○○課に所属する者
- 2) ○○課において○○業務に従事する者

第2条(精算期間)

労働時間の精算期間は、毎月21日から翌月20日までの1ヶ月間とする。

第3条(精算期間における総労働時間)

精算期間における総労働時間は、7時間40分に、当該精算期間中の所定労働日数を乗じて得た時間とする。

第4条(1日の標準労働時間)

1日の標準労働時間は、7時間40分とする。

第5条(コアタイム)

コアタイムは、午前10時から午後3時まで(正午から午後1時までは休息时间)とする。

第6条(フレキシブルタイム)

始業時刻につき従業員の自主的決定に委ねる時間帯は午前8時から10時まで、終業時刻につき従業員の自主的決定に委ねる時間帯は午後3時から8時までとする。

第7条(フレックスタイムの臨時的解除)

突発的な業務の発生その他業務上の都合により必要と認めるときは、会社は、あらかじめ代表者と諮って、日を指定してフレックスタイム制の適用を解除することができる。

第8条(開始期日)

フレックスタイム制は、平成22年1月1日から実施する。

第9条(協定解除の申出)

本協定を解除しようとするときには、解除しようとする日の30日前に申出るものとする。

平成 年 月 日

株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○太郎

株式会社 ○○○○
従業員代表 ○○一郎